町田市契約公告（工）第８４号

条件付一般競争入札

次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

２０２６年8月6日

東京都町田市長　稲垣康治

１．工事件名	公共下水道玉川学園五丁目ほか管きょ更生工事
２．工事場所	町田市玉川学園五丁目地内ほか
３．業　　種	下水道施設工事
４．工　　期	契約確定日から２０２７年2月２６日まで
５．工事概要	管きょ更生工 既設管径４５０mm（鉄筋コンクリート管）５７．１m 既設管径６００mm（鉄筋コンクリート管）１．６m 既設管径１０００mm（鉄筋コンクリート管）１８５．５m 既設管径１５００mm（鉄筋コンクリート管）７．０m
６．施工条件等	本件は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年法律第１０４号）に基づき分別解体等及び特定資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
７．現場代理人の兼任	原則として他工事との現場代理人の兼務を認めない。
８.配置予定技術者について	原則として他工事との技術者の兼務を認めない。 ただし、建設業法第２６条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（専任特例２号）を配置する場合を除く。 また、配置予定技術者について「配置予定技術者調書」を下記１４に基づき提出すること。
９．予定価格	９３，６５４，０００円（消費税含む）
１０．最低制限価格	予定価格の１０分の７．５から１０分の９．２までの範囲において設定する。 最低制限価格は事後公表とする。ただし、落札者がいないときは公表しない。
１１．入札参加資格	入札に参加できる者は次に掲げる要件の全てに該当する者とする。 （１）町田市の建設工事等競争入札参加資格者名簿に、申請業種が「下水道施設工事」で登録されていること。 （２）町田市入札参加資格停止措置要綱（昭和６２年５月１日適用）による入札参加資格停止措置又は町田市契約における暴力団排除措置要綱（平成２１年１２月１日施行）による入札参加資格停止措置の措置期間中でないこと。また、建設業法に基づく営業停止処分期間中でないこと。 （３）以下のいずれかの資格を有する者を元請の技術者として配置できること。 ①下水道管路更生管理技士（一般社団法人　日本管路更生工法品質確

	保協会） ②下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門）（公益社団法人　日本下水道管路管理業協会） ③下水道管きょ更生施工管理技士（一般社団法人　日本管更生技術協会） なお、前記資格は２０２６年９月１５日時点で有効なものであること。 （４）「土木工事業」若しくは「水道施設工事業」に係る建設業許可を下記のとおり受けていること。 ①　町田市内に本店または契約の代理人としている営業所を有する者：一般建設業または特定建設業の許可 ②　上記以外の者：特定建設業の許可 （５）現に有効な経営事項審査結果通知書（以下「経審」という）における「土木一式」「ほ装」「水道施設」のうち最も高い総合評定値（P）が下記のとおりであること。なお、この場合の総合評定値は、本件の入札参加資格確認申請日時点で有効である、電子調達サービスの競争入札参加資格申請の際に使用した経審の総合評定値とする。 ①　町田市内に本店または契約の代理人としている営業所を有する者：４５０点以上１１５０点未満 ②　上記以外の者：７００点以上 （６）元請人として日本国内で施工した工事で、下記のとおりの下水道施設工事（管きょ）の完工実績を有すること。 ①町田市内に本店を有する者：２０１６年４月１日以降に引渡しを完了した工事のうち、最終契約金額（消費税含む）が３０，０００，０００円以上 ②上記以外の者：２０２１年４月１日以降に引渡しを完了した工事のうち、最終契約金額（消費税含む）が９３，０００，０００円以上 （７）電子調達サービスを利用するために有効な電子証明書を取得していること。
１２.設計図書及び契約条項の閲覧	＜設計図書の閲覧＞ （１）　閲覧は電子データを貸与する方法で行うものとし、対象者は、前記１１の（１）（２）（３）（４）（５）をすべて満たす者とする。 （２）　貸与の申込方法等は次のとおりとする。 申込期間：公告日から２０２６年８月１８日１６時００分まで 申込方法:記名した貸与申請書を以下のいずれかの方法により提出すること。貸与申請書は電子入札サービスの発注案件情報でダウンロードすること。 ①後記１４の「一般競争入札参加資格確認申請書」を提出する際に、添付書類として提出する。 ②電子メールで財務部契約課へ提出し、申込後に電話にて連絡する。 提出先メールアドレス：e-cho_02@city.machida.tokyo.jp

	貸与方法：貸与申請書に記入した申請メールアドレス宛（電子調達サービスに登録したメールアドレスとする）に「設計図書の貸与通知書」を通知する。通知書記載のＵＲＬより設計図書をダウンロードすること。なお、ダウンロード期間は２０２６年８月１９日１６時００分までとする。 ※貸与した設計図書は、本件に関する入札及び契約以外の目的で利用及び使用することを禁止する。また、貸与した設計図書は落札者決定後又は、後記１６で入札参加資格が無となった場合は速やかに消去すること。 ＜契約条項の閲覧＞ 閲覧場所：財務部契約課（町田市庁舎５階） 閲覧期間：公告日から２０２６年8月１９日１６時００分まで 申込方法：２０２６年8月１８日１６時００分までに契約課に電話（042-724-2110）にて申し込みを行うこと。
１３．電子入札サービスの利用	本件は電子入札サービスにより入札を行う。入札参加希望者は利用規約を熟読した上で入札手続を行うこと。
１４．申請方法	（1）「一般競争入札参加資格確認申請書」を電子入札サービスにより送信すること。その際、指定様式の「工事実績調書」、「配置予定技術者調書」及び**「配置予定技術者の保有する資格を証明する書類（免許証等）の写し」（２０２６年9月１５日時点で有効なものであること。）**を添付すること。 ※工事実績調書及び配置予定技術者調書は入札情報サービスの発注案件情報からダウンロードすること。 （2）工事実績調書に記載した施工実績を証明する書類を提出すること。施工実績を証明する書類は次のいずれかとする。ただし、実績工事が町田市発注の場合は提出不要である。 （ア）契約書等の工事件名、契約金額、履行期限、契約者名を確認できる部分の写し。 変更契約がある場合は変更契約分も含む。また、工事件名から工事の種類等が判断できない場合は、工事内容が分かる部分の写しを追加すること。 （イ）CORINS 工事カルテ及び技術データ （3）原則として技術者の変更をすることは出来ず、希望申請時に提出した「配置予定技術者調書」の技術者と受注後に配置する技術者は同一であるものとする。希望申請時と異なる技術者の配置をせざるを得ない場合は、開札時までに「配置予定技術者調書」の再提出をすること。
１５．申請書提出期限	２０２６年8月１９日１６時００分
１６．入札参加資格確認結果の通知	入札参加資格の有無を電子入札サービスの「入札参加資格確認結果通知書」にて２０２６年8月２１日１７時００分までに通知する。 ただし、入札参加資格者と認定された後に入札参加資格要件を欠くこととなった場合は、入札参加資格を喪失する。
１７．設計図書の貸与	前記１６により入札参加資格「有」の通知を受理した者は、電子入札サー

	ビスにより設計図書等をダウンロードすることが可能となる。「発注図書等受領」でダウンロードすること。 ※本件に関する入札及び契約以外の目的での設計図書の利用を禁止する。設計図書等の電子データは落札者決定後、速やかに消去すること。
１８．質疑応答	提出期限：２０２６年9月１日１２時００分 提出方法：電子入札サービス ※質疑がある場合は指定様式「質疑書」へ質疑内容を入力し、ファイルを添付すること。その際会社名は記載しないこと。なお、「質疑書」は電子入札サービスの「発注図書等受領」でダウンロードすること。 回 答 日：２０２６年9月４日１７時００分まで
１９．入札方法	電子入札
２０．入札時添付ファイル	入札書提出時に指定様式の「工事費内訳書」を添付すること。工事費内訳書の様式は「発注図書等受領」で設計図書と共にダウンロードできる。
２１．入札書提出期限	２０２６年9月１４日１６時００分
２２．開　札	日時：２０２６年9月１５日9時３０分 場所：電子入札サービス
２３．入札回数	１回
２４．入札保証金	免除
２５.最低入札参加者数	１者
２６．落札者の決定	予定価格及び最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、落札者宛てに電子入札サービスで通知する。落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、入札書作成時に入力した「くじ番号」によるくじで落札者を決定する。
２７．入札の無効	次の各号の一に該当する入札及び明らかに連合によると認められる入札は、これを無効とする。 （１）入札に参加する資格のない者のした入札。 （２）入札書が提出締切日時までに、電子調達サービスのサーバーに到達しないもの。 （３）入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印に相当する電磁的記録がなされていないもの。 （４）電子調達サービスの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した入札。 （５）電子調達サービスにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した入札。 （６）電子調達サービスの不正利用及び電子証明書の不正使用により行った入札。 （７）予定価格を超える金額での入札。
２８．入札の中止等	「入札参加者の心得〔電子入札用〕」第１４条の各号に該当するときは、入札を延期又は中止することがある。

２９．契約保証金	契約金額の１０分の１以上の契約保証金の納付又は町田市契約事務規則第３４条に規定する担保とする。ただし、同規則第３３条第１号及び第２号に規定する保険契約又は保証契約を締結した場合は免除する。
３０．前払金	契約金額の１０分の４以内（１０００円単位）とする。
３１．中間前払金	前払金の支払いを行った工事について、契約金額の１０分の２以内（１０００円単位）とする。ただし、中間前金払は予算の範囲内で支払うものとする。
３２．部分払	なし
３３.その他の留意事項	（１）前各号に定めるもののほか、「町田市契約事務規則」「町田市工事請負契約の入札手続に関する要領」及び「入札参加者の心得〔電子入札用〕」の定めるところによる。 （２）落札者が契約締結までに入札参加資格要件のいずれかの要件を欠くこととなったときは、契約の締結はできない。 （３）契約金額は、入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。 （４）落札者が町田市内に本店または契約の代理人としている営業所を有する者以外の場合は、契約を締結する前に、現に有効な「土木工事業」若しくは「水道施設工事業」に係る「特定建設業の許可について（通知）」の写し又は、現に有効な「土木工事業」若しくは「水道施設工事業」に係る特定建設業の「建設業許可証明書」の写しを提出すること。提出時点において「土木工事業」若しくは「水道施設工事業」に係る特定建設業許可の更新申請手続き中の場合は、更新の申請書の写しについても提出すること。 （５）配置予定技術者は、入札参加申請日以前に３ヶ月以上の雇用関係がある者とすること。また、落札者は配置予定技術者の雇用関係が確認できる書類の写し（住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、雇用証明書等）を提示すること。 （６）落札者は「労災保険加入確認書」及び「建設業退職金掛金収納書」を提出すること。 （７）電子入札サービスにおける入札書等の提出の完了は、「入札書受理書」等が表示された時点とする。時間に余裕を持って提出すること。ただし、入札書提出後の辞退は認められないので注意すること。 （８）落札者は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

公告についての問い合わせ先
町田市財務部契約課工事契約係
電話：042（724）2110（直通）　FAX：050-3085-6082

メールアドレス：e-cho_02@city.machida.tokyo.jp

※事業者の皆様へ　「適正な価格での応札について」

契約の履行における各種法令の遵守について、事業者の皆様におかれましては従来から十分留意しておられることと存じます。また、町田市契約約款にも法令の遵守は規定されているところです。

しかし、近年の厳しい経営環境の中で、ダンピング受注の激化が、賃金の低下や保険未加入を招き、これが原因となって、近年、若年入職者の減少が続いている等の問題が指摘されております。

つきましては、事業者の皆様には、労働基準法・最低賃金法等の従事者の雇用に関する各種法令の遵守を改めて徹底した上で、人件費等を適正に見積もった価格での応札をしていただき、下請契約につきましても、法定福利費相当額を適切に含んだ額による下請契約を締結するよう、よろしくお願いいたします。また、契約締結後は、安全管理等に十分にご留意いただき、適切な施工体制の下、よりよい公共施設整備にご協力いただきますよう、改めてお願いいたします。